

## 被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、熊本市において対応した被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

### 公表の内容

#### 被措置児童等虐待案件受理の状況

年 度	受理件数	内 訳			備 考
		虐待該当	非該当	調査中	
令和2年度	2件	0件	2件	1件	令和元年度受理案件と令和3年度受理案件を併せて調査中の為、受理件数と内訳合計数は一致しない。

### 市が講じた措置

3件の案件について、市は、施設関係者から聞き取り調査を実施しました。その調査の結果、2件については虐待とは認められませんでした。1件については、現在も調査を継続しています。

### ※参考

#### 児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種